

釧路市音別町指定訪問介護事業所 重要事項説明書

(訪問介護・第1号訪問事業)

当事業所は介護保険の指定を受けています
(北海道指定事業所番号第0174100784)

◆ 目 次 ◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の体制
4. 提供するサービスと利用料金
5. サービスの利用方法
6. 緊急時等の対応
7. 苦情の受付について
8. 虐待の防止について
9. 第三者による評価の実施状況
10. 業務継続計画（BCP）の策定等について
11. 衛生管理等について

釧路市音別町指定訪問介護事業所

住所 釧路市音別町中園2丁目119番地1
(釧路市音別町福祉保健センター内)

令和6年11月2日 改定

1. 事業者

法人名	釧路市
法人所在地	〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
代表者氏名	釧路市長 鶴間 秀典
代表電話番号	0154-23-5151

2. 事業所の概要

(1) ご利用事業所

事業所の名称	釧路市音別町指定訪問介護事業所
併設施設・事業所	釧路市音別町福祉保健センター 生活支援ハウスりんどう 釧路市音別町指定通所介護事業所 釧路市音別町訪問介護事業所（障害者自立支援法適用） 釧路市音別地域包括支援センター
事業所番号	平成17年10月11日指定 北海道第0174100784
施設の所在地	釧路市音別町中園2丁目119番地1
管理者	三浦 哲裕（釧路市音別町福祉保健センター施設長）
電話番号	01547-9-5151
FAX番号	01547-6-3016
開設年月日	平成17年10月11日
通常の事業の実施区域	釧路市音別町全域
営業日	月～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時50分から午後5時20分

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的と方針	要介護者については、訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、入浴・排せつ・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行います。 要支援者については、利用者の介護予防に資するに目標を設定し、計画的にサービスを行います。
----------	--

3. 職員の体制

(1) 配置状況

職 種	区 分				指定基準
	常 勤 専従	勤 兼務	非 常 勤 専従	常 勤 兼務 換算	
管理者 (音別町福祉保健センター施設長)		1人			1人
訪問介護員					2.5人以上
サービス提供責任者		1人		1.0人	1人以上
介護職員初任者研修修了以上	2人	1人		1人	2.5人以上

※訪問介護員のうち、非常勤兼務職員は常勤換算に含めていません。

(2) 主な職員の勤務体制

職 種	勤務体制及び職務の内容
管理者	従業者及び業務の管理を一元的に行います。
サービス提供責任者	指定訪問介護及び第1号訪問事業の利用申込みに関する調整や訪問介護員に対する介護技術の指導等サービスの内容の管理を行います。
訪問介護員	訪問介護サービスを行います。

4. 提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービスの内容

身体介護	入浴・排せつ・食事等の介助を行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。
通院等乗降介助 (要介護1以上)	通院等のため、訪問介護員が運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助又は、通院先もしくは外出先での受診等の介助を行います。
第1号訪問事業 (訪問型サービス) (訪問型サービスA) (要支援1・2)	要支援認定を受けた方が訪問介護員と家事等を一緒に取り組み、自立に向けての支援を行います。

(2) 提供できないサービスの例示

生活援助 (直接利用者の援助に該当しない行為)	①利用者以外の人についての洗濯・調理・買い物・布団干し ②主として利用者が使用する部屋以外の掃除 ③来客の応接 ④自動車の洗車・清掃等
生活援助 (日常生活の援助に該当しない行為)	①草むしり ②花木の水やり ③犬の散歩等ペットの世話 ④家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え ⑤大掃除・窓のガラス磨き ⑥床のワックスがけ ⑦室内外家屋の修理・ペンキ塗り ⑧植木の剪定等の園芸 ⑨正月・節句等のために特別に手間をかけて行う調理
通院等乗降介助	①趣味・嗜好に関わる外出 ②地域の行事・交流会への参加 ③買い物

(3) サービスの利用料金(R6. 4. 1適用)

(契約書第9条参照)

訪問介護利用料金表 (要介護1以上→1回あたり)

サービス提供体制		利用料金	
		介護保険適用時	介護保険適用外
身体介護	20分未満	163 円/回	1,630 円/回
	20分以上～30分未満	244 円/回	2,400 円/回
	30分以上～1時間未満	387 円/回	3,870 円/回
	1時間以上～1時間30分未満	567 円/回	5,670 円/回
	30分増す毎に加算される金額	82 円/回	820 円/回
引き続き 生活援助を行う場合	20分以上45分未満	65 円	
	45分以上70分未満	130 円	
	70分以上	195 円	
生活援助	20分以上～45分未満	179 円/回	1,790 円/回
	45分以上	220 円/回	2,200 円/回
通院等乗降介助		97 円/回	970 円/回
加算等	緊急時訪問介護加算	100 円/回	1,000 円/回
	2人の訪問介護員で行う場合	所定料金の2倍	
	夜間・早朝のサービス	所定料金の1.25倍	
	深夜のサービス	所定料金の1.5倍	
	初回加算(1月につき)	200 円/月	2,000 円/月
特別地域訪問介護加算		所定料金の15%を加算	

訪問型サービス利用料金表（要支援1・2→1か月あたり）

サービス提供体制		利用料金	
		介護保険適用時	介護保険適用外
要支援1・2（訪問型サービス11）		1,176 円/月	11,760 円/月
要支援1・2（訪問型サービス12）		2,349 円/月	23,490 円/月
要支援2（訪問型サービス13）		3,727 円/月	37,270 円/月
加算	初回加算（1月につき）	200 円/月	2,000 円/月
	特別地域訪問介護加算	所定料金の15%を加算	

訪問型サービスA利用料金表（要支援1・2→1か月あたり）

サービス提供体制		利用料金	
		介護保険適用時	介護保険適用外
要支援1・2（訪問型サービスA11）		1,058 円/月	10,580 円/月
週1回程度のサービスが必要とされる場合		258 円/日	2,580 円/日
要支援2（訪問型サービスA12）		2,114 円/月	21,140 円/月
加算	初回加算（1月につき）	200 円/月	2,000 円/月
	特別地域訪問介護加算	所定料金の15%を加算	

※月額が基本ですが、月途中から利用を開始する場合や、あらかじめ月途中で

利用を停止する事が決まっている場合は利用1回毎の料金となります。

※ サービスを提供するために使用する光熱水費等は利用者の負担となります。

※ 所得により、社会福祉法人等による負担軽減制度が適用される場合があります。
（訪問型サービスAを除く。）

※ 一定以上の所得の方は2割若しくは3割負担となるため、
上記料金の2倍若しくは3倍の料金となります。

（4）利用料金の支払方法

利用料金・費用につきましては、各月ごとに清算し翌月の10日までに請求しますので、口座振替、又は下記の納入場所で翌月末日までにお支払い下さい。

（5）利用料金・費用の納入場所（音別地区）

納入場所	所在地
音別町行政センター市民課	釧路市音別町中園1丁目134番地
大地みらい信用金庫音別支店	釧路市音別町本町1丁目119番地

5. サービスの利用方法 (契約書第3条参照)

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申込み下さい。

なお、ケアプラン(居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者または、介護予防支援事業者にご相談下さい。

(2) サービスの終了 (契約書第2条参照)

- ・利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する7日前

(3) 禁止事項 (契約書第15条参照)

- ①訪問介護員は、利用者と個人的なお金や品物のやりとりはできません。
- ②訪問介護員は、利用者と個人的な契約はできません。
- ③訪問介護員は、利用者と個人的な連絡はできません。
- ④あらかじめ決められた援助内容以外のサービスは提供できません。
- ⑤決められた時間以外での利用者宅への訪問はできません。
- ⑥訪問介護員は利用者宅の継続的な鍵の預かりはできません。

(4) サービスの中止 (契約書第10条参照)

- ①都合により、サービスの利用を中止する場合は、利用の前日までにご連絡をお願いします。
(当日の体調不良等につきましては、午前8時50分までにご連絡下さい)

(5) 契約解除 (契約書第22条参照)

職員への下記の行為は、ハラスメントに該当し、サービスの契約解除をさせていただきますことがあります。

- ①身体的暴力(ものを投げる、叩く、蹴る、唾を吐く等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為、回避したため危害を逃れたケース等を含む)
- ②精神的暴力(大声で威圧する、どなる、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為等)
- ③セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

6. 緊急時等の対応 (契約書第13条参照)

当事業所では、サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者のご家族、関連機関に連絡を行うとともに、事故発生時対応マニュアルに基づき必要な措置を講じます。

7. 苦情の受付について (契約書第25条参照)

(1) 事業所の苦情・相談窓口

当事業所に対する苦情や相談は下記の専用窓口で受付ます。

苦情対応担当職員	管理者 三浦 哲裕 (釧路市音別町福祉保健センター施設長)
受付時間	毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 午前8時50分～午後5時20分
電話・FAX番号	電話 01547-9-5151 FAX 01547-6-3016

(2) 行政機関その他苦情受付機関

釧路市福祉部 介護高齢課	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-31-4553
	FAX	0154-32-2003
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161(代表) 011-231-5175(直通)
	FAX	011-233-2178

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する虐待防止対応責任者を選定しています。

虐待防止対応責任者	管理者 三浦 哲裕 (鉧路市音別町福祉保健センター施設長)
-----------	-------------------------------

(2) 虐待防止に関する虐待防止受付担当者を選定しています。

当事業所に対する虐待防止に関するご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

虐待防止受付窓口 (担当者)	管理者 三浦 哲裕 (鉧路市音別町福祉保健センター施設長)
受付時間	毎週月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 午前8時50分～午後5時20分
電話・FAX番号	電話 01547-9-5151 FAX 01547-6-3016

(3) 虐待防止検討委員会を設置しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

(6) 虐待通報の流れ

- ①利用者及びその家族等からの虐待通報受付
- ②虐待内容、利用者及びその家族等の意向の確認と記録
- ③虐待防止対応責任者への虐待内容の報告。
- ④虐待防止対応責任者への虐待改善状況の報告

9. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし	
	2 なし		

10. 業務継続計画 (BCP) の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画 (業務継続計画) を策定し、必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス・第1号訪問事業の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

釧路市音別町指定訪問介護事業所

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス・第1号訪問事業の提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名
